

富山家庭裁判所委員会（第2回）議事概要

1 日時

平成16年3月11日（木）午前10時00分～午後零時00分

2 場所

富山家庭裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

東 博幸，加藤愛理子，神沢昌克，湯 麗敏，塚野州一，前島勝三（委員長），吉浦邦彦

※ 辻勤治，布村武信，和田 悟は欠席

4 進行次第

(1) 委員長あいさつ

(2) 議事

ア ビデオ視聴（17分）

「家事事件手続案内」

イ 富山家庭裁判所の情報発信の実情説明

ウ 意見交換

「家庭裁判所の情報発信の在り方について」・・・内容は，別紙のとおり

(3) 次回テーマ

少年事件に関するテーマを予定（アンケートを実施した上で決定）

(4) 次回開催日時

後に指定

(別紙)

意見交換 (■委員長, ○委員)

- 家庭裁判所の仕組みや役割が国民に正しく理解されていると思うか。
- 裁判所は、事件性がなければ足を踏み入れてはいけないというイメージがあり、いざこざがあったとしても気軽に行ける所ではないと思っていた。
広報の目的はどの辺にあるか。
- 学生を連れて裁判所見学をすることがあるが、学生はほとんど裁判所のことを知らない。国民が生活の一部として裁判の仕組みを理解しておく必要があるのか、そうではないのか。
- 子供に関する相談機関は、数多くあるが、それが機能しているか、相談員が適正かといった問題がある。親たちも、自分の期待する答えを言ってくれるまで複数の相談所を回るということもある。それまで知らなかったが、鑑別所では、事件性がなくても心理相談をやってくれるということが分かって相談が殺到したことがあり、血の通った相談だと思った。また、非行少年だった人が家裁の裁判官から励まされて改心し、教師になったという例も身近にある。家裁では、どこまで相談できるのか。
- ビデオにあったように、身の上相談や法律相談はできない。
- 審判や調停になじむものは手続に乗せ、そうでないものは他の機関を紹介することになる。
- ビデオでは、「身の上相談や法律相談は扱わない」と繰り返していたが、実際の相談では、身の上相談的なものもあれば法律問題を含むものもある。あれはだめこれはだめと言っていたら、範囲が狭まってしまうのではないか。
- そのような相談がだめというのは、後日、事件の申立てがされた場合、裁判所としては、片方の当事者に肩入れしたと誤解されないためである。
- 法律相談と身の上相談の線引きは困難である。
- 裁判所は怖いとか金が掛かるといったイメージがあるが、ビデオを見て入りやすい所だと思った。国際交流センターで相談をしていた時には、外国人女性で問題を抱える人が多数いたが、日本人の相談担当者であっても裁判所に問題を持ち込むという意識はなかったようであり、これは、裁判所のPR不足によ

と思う。資料の中に「家庭に平和を，少年に希望を」という大変いい言葉があったが，こういう標語を公の場所に貼るなどして，裁判所が怖いというイメージを払拭するよう努力すべきである。

- 生徒が学校との間でトラブルになったような場合，裁判所でどう扱ってくれるのか。
- そのままで，家裁の家事事件として扱うことは無理であろう。
- 学校や教育委員会を相手に簡裁で民事調停を申し立てることや，法務局の人権相談や弁護士会の人権相談の窓口で相談することが考えられる。窓口では，方向性の示唆は可能である。
- 検察庁では，3，4年前から被害者支援員という者を置いて被害相談を受け，また，検察庁以外の役所等に相談すべきものについては，どこに相談するのが適当かという助言をして交通整理をし，たらい回しにならないようにしている。
- 一般の人に家裁の役割をどの程度まで理解してもらうかというターゲットを設定する必要がある。裁判所としては，一般教養的な知識として裁判の仕組みを知る必要があると考えるのか，現に困っている人のことを考えているのか。
- 両方あると思うが，前者の場合は教育の問題になるのかもしれない。
債務の相続放棄のことを知らないような人もいると思うが，どうか。
- 我々が当然知っているようなことを知らない人は多くいる。各種パンフレットは，手続面ばかり記載されているが，一般の人に対しては実体面をアピールすることが必要であり，実体法を含めたものも考えてほしい。
- 市の広報誌のお知らせは目に入りやすいので，その欄に家事事件手続の案内等を載せてはどうか。
また，法に従って行動するという意識を持たせる教育が必要であると思う。
外国人は，法に違反しているという意識がない場合もあるので，例えば，外国人女性に向けた法の教育も必要である。
- 分かりやすい実例を織り込んだパンフレットがあればいい。
- 一般の人が裁判に関与することは少ないと思うが，模擬裁判は，違う立場で意見をたたかわせることによって多様な意見を尊重することを学ぶことに意味があると思う。

○ 裁判員制度が導入された場合、以前よりも裁判を自分の問題としてとらえることができるようになるのではないか。

○ 模擬調停のような行事は、単発で行うのでは効力が限られ、継続して行うことが重要である。年間計画を立てて、他の行事とリンクさせる必要がある。

だれでも傍聴できると分かっても現実に傍聴する者は少ないが、市民大学の講師をしていて裁判傍聴の希望を募ると、多くの者が希望する。このような回路があれば興味を持てると思われるので、その点の工夫をしてほしい。

○ DVの啓発を必要とする人は相当いる。模擬調停を定期的にやれば良いと思う。

○ 県内の外国人は、人口の約1%に達するので、パンフレットの外国語版は是非必要である。市の生活ガイドブックは、英語、中国語、韓国語の順で外国語版が発行されている。

■ 検察庁では、どのような広報活動を行っているか。

○ 玄関ロビーで検察庁を紹介したビデオを放映している。また、昨年度は、検事正が県内の三つの高校で司法制度改革や裁判手続に関する講演を行った。

○ 市民相談との連携についてであるが、裁判所まで書類を取りに来る手間を省くため、市役所に家事事件の申立書を備え置いてもらうことを考えてはどうか。

○ ホームページでは、全国共通のものだけでなく、富山家裁独自の工夫で事例を織り込んだ手続案内を載せてはどうか。家裁で受け付けられない事例を紹介してもよいと思う。

○ パンフレットは、図書館や公民館にも置いてほしい。

■ いろいろ貴重な御意見が出されたが、これらを参考にして、実現できるかどうかを検討したい。